

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年3月27日京都市条例第57号)
(行財政局人事部給与課)

職員の配偶者同行休業の制度を設ける必要があるため、必要な事項を定めることとしました。

この条例の概要は、次のとおりです。

1 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、これを承認することができることとします。

2 配偶者同行休業の期間

配偶者同行休業をすることができる期間は、3年以内とします。

3 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由

配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由（6箇月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。）は、次の各号のいずれかに掲げる事由とします。

(1) 外国での勤務

(2) 事業の経営その他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）

であって外国に所在するものにおける修学

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに準じる事由として任命権者が定めるもの

4 配偶者同行休業の承認の申請

配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととします。

5 配偶者同行休業の期間の延長

任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において期間の延長を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、延長を承認することができることとし

ます。

6 配偶者同行休業の承認の取消事由

配偶者同行休業の承認の取消事由は、次に掲げる事由とします。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が3の各号のいずれにも該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、出産休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業を承認することとなったこと。

7 配偶者同行休業に伴う臨時的任用

任命権者は、職員から配偶者同行休業の承認の申請又は期間の延長の申請があった場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法により当該職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、当該期間を任期の限度とする臨時的任用を行うことができることとします。

8 配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、任命権者が定める日に、給料月額を調整することができることとします。

9 退職手当に係る勤続期間の計算における配偶者同行休業の期間の取扱い

配偶者同行休業をした職員について、退職手当に係る勤続期間を計算する場合においては、基礎在職期間から配偶者同行休業の期間を除算することとします。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 57 号

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員（京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）の配偶者同行休業（地方公務員法（以下「法」という。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、これを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項に規定する条例で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由（6箇月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業の経営その他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じる事由として別に定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をする職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項に規定する条例で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が第4条各号のいずれにも該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、出産休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業を承認することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う臨時的任用)

第8条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間について職員の配置換えその他の方法により当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、当該期間を任期の限度とする臨時的任用を行うことができる。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定める日に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。

(退職手当に係る勤続期間の計算における配偶者同行休業の期間の取扱い)

第10条 配偶者同行休業をした職員について、京都市職員退職手当支給条例第4条の規定により勤続期間を計算する場合においては、同条例第3条第2項に規定する基礎在職期間から配偶者同行休業の期間を除算する。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(行財政局人事部給与課)